

No.	種別	質問	回答
1	会場質問	利用申出書の提出は契約ごとに提出が必要ですか。	電子契約か紙の契約かを確認しますので、契約案件ごとにご提出をお願いします。
2	会場質問	一度電子契約をした場合は、以降電子契約と紙の契約を選択できますか。	案件ごとに電子契約もしくは紙の契約の選択は可能です。また、当初契約を電子契約としていたものを、変更契約の際に紙契約とすることも可能です。
3	会場質問	契約保証金などの原本の提出も全て電子での提出になるのでしょうか。原本の提出が必要な場合、後日になってしまっても大丈夫ですか。	現在、原本をご提出いただいているものは今後も引き続き原本の提出をお願いします。ただし、電子保証が可能な場合は認証キーや保証書データのメールでの提出は可能です。これまでは6日（工事については10日）以内のルールでしたが、電子契約をご利用の場合は前倒しで4日（工事については8日）以内にご提出をお願いします。遅れそうな場合は紙での契約をお願いします。
4	WEB質問	改めて確認ですが、ご説明では「久留米市役所契約課様からの発注」とのことでした。今回FAXでもご連絡頂いている状況ですが、情報政策課様の案件での入札(請負作業・物品販売)は対象外という理解でよろしいでしょうか。	契約課が発注を行う案件につきましては、電子契約の対象となります。各部局が直接発注する案件につきましては、発注部局へお問い合わせください。
5	WEB質問	変更契約書も電子契約対応となるのか。	変更契約についても、電子契約にて対応可能です。
6	WEB質問	電子契約で契約した時の契約書のデータ保存について、何か規定はございますか。たとえばフォルダ名にタイムスタンプが必要など	締結後の契約書データの保管については指定はありません。各社のルールで保管いただければ問題ございません。
7	WEB質問	保険会社の認証キーとは。	WEB上で市が保証証券等を確認するためのパスワードのようなものです。電子保証を利用される場合、保証会社等より、紙の保証書の代わりにPDFファイルが提供されます。保証事業会社の保証の場合、そのPDFファイルに電子キーが記載されておりますので、そのPDFファイルを市へ提供ください。
8	WEB質問	下請け契約や完成図書等の契約書写しは全て電子契約書の写しを使えばいいのでしょうか。	建設工事、業務委託の履行に伴う提出書類に関しては、随時、簡素化や電子化を図っております。提出時に施工課等へご確認ください。
9	WEB質問	履行保証保険について、保証期間は現在、契約日からとなっておりますが、契約日は事前にご連絡頂くのでしょうか。	電子契約の意向を確認時に契約日をお知らせします。
10	WEB質問	資料はメールで頂けるのでしょうか。	説明会の資料は市HPに掲載しております。市HPからダウンロードください。
11	WEB質問	電子契約で不都合で繋がらない場合は救済がありますか。	原則、契約締結期限の延長は行いませんので、余裕を持った準備をお願いします。また、システム操作等でお困りの際にはGMOサイン運営事務局のサポートまでご連絡ください。 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/900000186766
12	WEB質問	電子契約で変更がある場合、利用申出書は変更の都度提出が必要でしょうか。	利用申出書は契約案件毎の提出をお願いします。変更契約を結ぶ場合も提出をお願いします。
13	WEB質問	付属書類には、工程表や担当者届といった、今まで契約書と一緒に提出していたものも含まれているのでしょうか。	工程表や担当者届は着工、着手届に付随する資料となります。そのため、電子契約に関する付属書類には含まれません。
14	WEB質問	今回の説明会でGMOサインさまが使用されていた契約締結の流れ(実際の画面を用いた)資料の配布はないのでしょうか。	説明会の資料は市HPに掲載しております。市HPからダウンロードください。
15	WEB質問	収入印紙はどうなりますか。	電子契約では収入印紙は不要になります。

No.	種別	質問	回答
16	WEB質問	契約保証金の現金支払いの場合はどうなりますか。	支払い後の領収書原本を付属書類と一緒にご提出ください。市で写しを取り、領収書原本をお返しします。
17	WEB質問	電子メールについてですがOutlook、OCN Gメール等のメールでも大丈夫でしょうか。	特に指定はありません。
18	WEB質問	今回使用された資料をPDFでいただきたいのですが、ダウンロードすることはできますか。	説明会の資料は市HPに掲載しております。市HPからダウンロードください。
19	WEB質問	紙契約の座版・捺印欄が、電子契約した場合にどのように表示されるのか知りたいため、可能であればイメージ図などをHPに掲載頂きたいです。	久留米市の電子契約では印影を用いない署名（不可視署名）で締結する運用のため、契約締結後の文書の捺印欄に印影は表示されません。 印影を用いない署名であっても、法的証拠力に影響はありません。
20	WEB質問	契約保証は、現在紙ベースで対応しております。認証キーがわからないのですが、契約保証も電子保証に切り替えないといけないのでしょうか。	電子保証を用いるかどうかは事業者様の判断となります。電子保証を利用される場合、保証会社等より、紙の保証書の代わりに、PDFファイルや認証キーが提供されます。そのPDFファイルを市へ提供ください。
21	WEB質問	銀行の保証書を提出する場合、契約日の入った契約書の提出をもとめられ、銀行との保証契約日＝久留米市との契約日＝提出日で対応してきました。また契約日より前に発行することは銀行はできないといわれますが、そのあたりはどのような扱いになりますか。契約日は事前に決められているのでしょうか。	事前に契約日を決定しますので、契約準備にかかる日数を考慮し対応可能な保証方法、または紙での契約をご検討ください。
22	WEB質問	契約の保証は、電子契約に合わせて紙の保証証書から電子保証に切替えるべきでしょうか。電子契約でも紙の保証で大丈夫なのでしょうか。	電子保証を用いるかどうかは事業者様の判断となります。また電子契約であっても、紙の保証証券をご提出いただくことで契約締結可能です。電子保証を利用される場合、保証会社より、紙の保証書の代わりに、認証キーと呼ばれるPDFファイルが提供されます。そのPDFファイルを市へ提供ください。従来通り紙での保証証書を受け取られた場合は、保証書原本をご提出ください。
23	WEB質問	電子契約になった場合、契約保証等の前倒しがあるとのことですが、今後も土日を含めた契約期間に変更はないのでしょうか。	契約期間の変更はありませんので、契約保証取得等、契約準備にかかる日数を考慮し、電子または紙の契約をお選びください。